

キャッシュカード規定

1. (カードの利用)

普通預金（総合口座取引の普通預金を含む。以下同じ。）および貯蓄預金について発行したキャッシュカード（以下これらを「カード」という。）はそれぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

- (1) 当行および当行が現金自動預入機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「預入提携先」という。）の現金自動預入払出兼用機（以下「預入払出機」という。）を利用して普通預金・貯蓄預金（以下これらを「預金」という。）に預入れをする場合。
- (2) 当行および当行が現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「支払提携先」という。）の現金自動支払機（預入払出機を含む。以下「支払機」という。）を利用して預金の払戻しをする場合。
- (3) 当行および支払提携先のうち当行が現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関（以下「カード振込提携先」という。）の自動振込機（振込を行うことができる預入払出機を含む。以下「振込機」という。）を利用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合。
- (4) 当行の預入払出機または振込機を利用して預入資金を当行の預金口座からの振替により払戻し、同時に当行預金口座に通帳を使用して預入れをする（以下、この取扱いを「振替え」という。）場合。
- (5) デビットカード取引規定にもとづき、カードの提示および暗証番号入力によるデビットカード取引を行う場合。
- (6) その他当行所定の取引をする場合。

2. (預入払出機による預金の預入れ)

- (1) 預入払出機を利用して預金に預入れをする場合には、画面表示等の操作手順に従ってカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して正確に操作してください。
- (2) 預入払出機による預入れは、機種により当行所定の種類の紙幣・硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当行所定の枚数による金額の範囲内とします。

3. (支払機による預金の払戻し)

- (1) 支払機を利用して預金の払戻しをする場合には、画面表示等の操作手順に従ってカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による払戻しは、機種により当行または支払提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは当行または支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、支払提携先の支払機を利用する場合の1日あたりの払戻し金額は、当行所定の金額（デビット利用金額を含む）の範囲内とします。
- (3) 支払機を利用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と後記7.（1）（3）に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額）を超えるときは、その払戻しはできません。

4. (振込機による振込)

- (1) 振込機を利用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、画面表示等の操作手順に従ってカードを挿入し、届出の暗証番号その他所定事項を正確に入力してく

ださい。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

- (2) 振込機による振込の場合の依頼人名は、自動的に預金者本人の名義となります。また、依頼人名に番号等が必要な場合には、画面表示等の操作手順に従って変更することができます。
- (3) 振込内容につき訂正・取消が生じた場合は、各種依頼書の提出および別途当行所定の手数料が必要となります。この場合、振込手数料は返却いたしません。なお、場合によっては取消ができないこともあります。この場合、取消手続きに関わる手数料は返却いたしません。

5. (預入払出機による預金の振替え)

当行の預入払出機または振込機を利用して振替えをする場合には、画面表示等の操作手順に従って振替支払口座のカードおよび振替入金口座の通帳を挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

6. (デビットカード取引)

- (1) デビットカード取引規定にもとづき、カードの提示により、デビットカード取引の利用ができます。
- (2) カードによるデビットカード取引を希望されない場合には、当行の預入払出機または振込機の画面表示等の操作手順に従ってカードを挿入し、届出の暗証番号を正確に入力してください。この手続きにより、当行は当該預金口座に対してデビットカード取引停止の措置を講じます。この手続きの前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 前項(2)により一旦利用停止としたデビットカード取引の再開を希望される場合には、当行の窓口での手続きが必要となります。

7. (自動機利用手数料等)

- (1) 支払機または振込機を利用して預金の預入れまたは払戻しする場合には、当行および各提携先所定の支払機・振込機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」という。）をいただきます。
- (2) 自動機利用手数料は、預金の預入れまたは払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その預入れまたは払戻しをした預金口座から自動的に引落とします。
- (3) 当行の振込機を利用して振込をする場合には当行所定の振込手数料を、またカード振込提携先の振込機を利用して振込をする場合にはカード振込提携先所定の振込手数料を、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで自動的に引落とします。
なお、カード振込提携先の振込手数料は、当行がカード振込提携先に支払います。

8. (代理人カード)

- (1) 代理人（預金者本人と生計をともにする親族一名に限る。）による預金の預入れ・払戻し・振込・振替えの依頼をする場合には、預金者本人から代理人の氏名・暗証番号を届出てください。
この場合、当行は代理人のための代理人カードを発行します。
- (2) 代理人カードを使用して振込機による振込の依頼をする場合の依頼人名は、自動的に預金者本人の名義になります。
- (3) 代理人カードの利用についても、この規定を適用させていただきます。

9. (預入払出機・支払機・振込機未設置店における取扱い)

- (1) 当行の預入払出機未設置店において預入れを行う場合は、窓口営業時間内に限り、窓口でカード

を提示することにより預入れをすることができます。この場合、当行所定の入金票に氏名・金額等を記入のうえ、現金を添えてカードとともに窓口へ提出してください。

- (2) 当行の支払機未設置店において払戻しを行う場合は、窓口営業時間内に限り当店の窓口でカードを提示することにより払戻しをすることができます。この場合、当行所定の払戻請求書に氏名、金額等を記入のうえ、カードとともに窓口へ提出してください。当行は届出の暗証番号と照合のうえ払戻しいたします。この場合、一回あたりの払戻し額は当行所定の範囲内の金額とします。
- (3) 当行の振込機未設置店において振込を行う場合は、窓口営業時間内に限り前項(2)の手続きおよび振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。
- (4) 各提携先の窓口では、前項(1)(2)(3)の取扱はいたしません。

10. (預入払出機・支払機・振込機故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により預入払出機による預入れができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店(以下、「当店」という。)の窓口でカードを提示することにより預入れをすることができます。この場合、当行所定の入金票に氏名・金額等を記入のうえ、現金を添えてカードとともに窓口へ提出してください。
- (2) 停電、故障等により当行の支払機による払戻しができない場合には、窓口営業時間内に限り当行が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として、当店の窓口でカードを提示することにより払戻しをすることができます。この場合、当行所定の払戻請求書に氏名、金額等を記入のうえ、カードとともに窓口へ提出してください。当行は届出の暗証番号と照合のうえ払戻しいたします。この場合、一回あたりの払戻し額は当行所定の範囲内の金額とします。
- (3) 停電、故障等により振込機による振込ができない場合には、窓口営業時間内に限り、前項(2)の手続きおよび振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。
- (4) 各提携先の窓口では、前項(1)(2)(3)の取扱はいたしません。

11. (カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額、または振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当行の預入払出機・振込機および通帳記帳機で利用された場合または当店の窓口に出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様といたします。

12. (カード・暗証番号の管理等)

- (1) 当行は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号が一致することを当行所定の方法により確認のうえ払戻しを行います。当行の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証番号と届出の暗証番号の一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- (2) カードは他人に使用されないように保管してください。また運転免許証・保険証等、生年月日・電話番号・住所等記載されたものと一緒に保管しないように注意してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないように管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3) 届出の暗証番号を変更する場合には、当行の預入払出機または振込機の画面表示等の操作手順に従ってカードを挿入し、現在の暗証番号および、新しい暗証番号を正確に入力してください。この

場合、生年月日・電話番号等他人に推測されやすい暗証番号は避けてください。

- (4) 届出の暗証番号と入力された暗証番号に相違があった場合には、カード自体が使用できなくなることがあります。その際は当行所定の手続をした後に第16条によるカードの再発行手続が必要となります。
- (5) カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

13. (偽造カード等による払戻し等)

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

14. (盗難カードによる払戻し等)

- (1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ② 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
 - ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。
 - ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - A 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合
 - B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合
 - C 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
 - ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった

場合

15. (カードの紛失、届出事項の変更等)

カードが紛失した場合または氏名、代理人、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届出てください。

16. (カードの再発行等)

- (1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) カードの紛失・盗難・汚損・破損・暗証番号相違の事由によるカードの再発行にあたっては、当行所定の再発行手数料をお支払いいただきます。

17. (預入払出機・支払機・振込機への誤入力等)

当行および各提携先の預入払出機・支払機・振込機の利用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行および各提携先は責任を負いません。

18. (解約・カードの利用停止等)

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。なお、当行普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の呈示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ① 第19条に定める規定に違反した場合
 - ② 預金口座に関し、最後の預入れまたは払戻してから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合
 - ③ カードが偽造・盗難・紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

19. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

20. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当行普通預金規定・総合口座取引規定・貯蓄預金40規定、貯蓄預金10規定・振込規定およびデビットカード取引規定により取扱います。なお、カード振込提携先の振込機を利用した場合には、当行所定の振込規定にかえて、カード振込提携先の定めにより取扱います。

以上

デビットカード取引規定

第1章 デビットカード取引

1. (適用範囲)

次の各号のうちのいずれかの者（以下「加盟店」といいます。）に対して、デビットカード（当行が規定にもとづいて普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。）、貯蓄預金について発行したキャッシュカード。以下「カード」といいます。）を提示して、当該加盟店が行なう商品の販売または役務の提供等（以下「売買取引」といいます。）について当該加盟店に対して負担する債務（以下「売買取引債務」といいます。）を当該カードの預金口座（以下「預金口座」といいます。）から預金の引落とし（総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落としを含みます。）によって支払う取引（以下、本章において「デビットカード取引」といいます。）については、この章の規定により取扱います。

- ① 日本電子決済推進機構（以下「機構」といいます。）所定の加盟店規約（以下本章において「規約」といいます。）を承認のうえ、機構に直接加盟店として登録され、機構の会員である一または複数の金融機関（以下「加盟店銀行」といいます。）と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人（以下「直接加盟店」といいます。）。但し、当該加盟店契約の定めに基づき、当行のカードが直接加盟店で利用できない場合があります。
- ② 規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人（以下「間接加盟店」といいます。）。但し、規約所定の間接加盟店契約の定めに基づき、当行のカードが間接加盟店で利用できない場合があります。
- ③ 規約を承認のうえ機構に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人（以下「組合事業加盟店」といいます。）。但し、規約所定の組合契約の定めに基づき、当行のカードが組合事業加盟店で利用できない場合があります。

2. (利用方法等)

- (1) カードをデビットカード取引に利用するときは、自らカード加盟店に設置されたデビットカード取引に係る機能を備えた端末機（以下「端末機」といいます。）に読み取らせるかまたは加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店をしてカードを端末機に読み取らせ、端末機に表示された売買取引債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの暗証番号を第三者（加盟店の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力してください。
- (2) 端末機を使用して、預金の払戻しによる現金の取得を目的として、カードを利用することはできません。
- (3) 次の場合には、デビットカード取引を行うことはできません。
 - ① 停電、故障等により端末機による取扱いができない場合
 - ② 1回あたりのカードの利用金額が、加盟店が定めた最高限度額を超え、または最低限度額に満たない場合
 - ③ 購入する商品または提供を受ける役務等が、加盟店がデビットカード取引を行なうことができないものと定めた商品または役務等に該当する場合
- (4) 次の場合には、カードをデビットカード取引に利用することはできません。
 - ① 1日あたりのカードの利用金額（カード規定による預金の払戻金額を含みます。）が、当

行が定めた範囲を超える場合

- ② 当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
 - ③ カード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損している場合
- (5) 当行がデビットカード取引を行なうことができないと定めている日または時間帯は、デビットカード取引を行なうことはできません。

3. （デビットカード取引契約等）

前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約（以下本章において「デビットカード取引契約」といいます。）が成立し、かつ当行に対して売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託がされたものとみなします。この預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

4. （預金の復元等）

- (1) デビットカード取引により預金口座の預金の引落しがされたときは、デビットカード取引契約が解除（合意解除を含みます。）、取消し等により適法に解消された場合（売買取引の解消と併せてデビットカード取引契約が解消された場合を含みます。）であっても、加盟店以外の第三者（加盟店の特定承継人および当行を含みます。）に対して引落された預金相当額の金銭の支払いを請求する権利を有しないものとし、また当行に対して引落された預金の復元を請求することもできないものとしします。
- (2) 前項にかかわらず、デビットカード取引を行なった加盟店にカードおよび加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、引落された預金の復元を加盟店経由で請求し、加盟店がこれを受けて端末機から当行に取消しの電文を送信し、当行が当該電文をデビットカード取引契約が成立した当日中に受信した場合に限り、当行は引落された預金の復元をします。加盟店経由で引落された預金の復元を請求するにあたっては、自らカードを端末機に読み取らせるかまたは加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店をして端末機に読み取らせてください。端末機から取消しの電文を送信することができないときは、引落された預金の復元はできません。
- (3) 第1項または前項において引落された預金の復元等ができないときは、加盟店から現金により返金を受ける等、加盟店との間で解決してください。
- (4) デビットカード取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したためデビットカード取引契約が成立した場合についても、第1項から前項に準じて取扱うものとしします。

5. （読替規定）

- (1) カードをデビットカード取引に利用する場合における「キャッシュカード規定」の適用については、同規定第8条第1項中「預金の預入れ・払戻し・振込・預替えの依頼をする場合」とあるのは「預金の預入れ・払戻し・振込・預替えの依頼およびデビットカード取引をする場合」と、同規定第11条中「窓口でカードにより取扱った場合」とあるのは「デビットカード取引をした場合」と、同規定第12条第2項中「支払機または振込機」とあるのは「端末機」と、「払戻し」とあるのは「引落し」と、同規定第17条中「預入払出機・支払機・振込機」とあるのは「端末機」と読み替えるものとしします。

- (2) カードをデビットカード取引に利用する場合における「法人カード規定」の適用については、同規定第9条第1項中「預金の預入れ・払戻し・振込・預替えの依頼をする場合」とあるのは「預金の預入れ・払戻し・振込・預替えの依頼およびデビットカード取引をする場合」と、同規定第12条中「窓口でカードにより取扱った場合」とあるのは「デビットカード取引をした場合」と、同規定第14条第2項中「支払機または振込機」とあるのは「端末機」と、「払戻し」とあるのは「引落し」と、同規定第15条中「預入払出機・支払機・振込機」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。

第2章 キャッシュアウト取引

1. (適用範囲)

次の各号のうちのいずれかの者（以下「CO 加盟店」といいます。）に対して、カードを提示して、当該加盟店が行なう商品の販売または役務の提供等（以下本章において「売買取引」といいます。）および当該加盟店から現金の交付を受ける代わりに当該現金の対価を支払う取引（以下「キャッシュアウト取引」といいます。）について当該加盟店に対して負担する債務（以下「対価支払債務」といいます。）を預金口座から預金の引落し（総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落しを含みます。）によって支払う取引（以下「CO デビット取引」といいます。）については、この章の規定により取扱います。

- ① 機構所定のキャッシュアウト加盟店規約（以下本章において「規約」といいます。）を承認のうえ、機構に CO 直接加盟店として登録され、加盟店銀行と規約所定の CO 直接加盟店契約を締結した法人または個人（以下「CO 直接加盟店」といいます。）であって、当該 CO 加盟店における CO デビット取引を当行が承諾したもの
- ② 規約を承認のうえ、CO 直接加盟店と規約所定の CO 間接加盟店契約を締結した法人または個人であって、当該 CO 加盟店における CO デビット取引を当行が承諾したもの
- ③ 規約を承認のうえ機構に CO 任意組合として登録され加盟店銀行と CO 直接加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人であって、当該 CO 加盟店における CO デビット取引を当行が承諾したもの

2. (利用方法等)

- (1) カードを CO デビット取引に利用するときは、自らカードを端末機に読み取らせるかまたは CO 加盟店にカードを引き渡したうえ CO 加盟店をしてカードを端末機に読み取らせ、端末機に表示された対価支払債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの暗証番号を第三者（CO 加盟店の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力してください。
- (2) 次の場合には、CO デビット取引を行なうことはできません。
 - ① 停電、故障等により端末機による取扱いができない場合
 - ② 1 回あたりのカードの利用金額が、CO 加盟店が定めた最高限度額を超え、または最低限度額に満たない場合
- (3) 次の場合には、カードを CO デビット取引に利用することはできません。
 - ① 当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
 - ② 1 日あたりのカードの利用金額（カード規定による預金の払戻金額を含みます。）が、当

行が定めた範囲を超える場合

- ③ カード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損している場合
 - ④ そのCO加盟店においてCOデビット取引に用いることを当行が認めていないカードの提示を受けた場合
 - ⑤ COデビット取引契約の申し込みが明らかに不審と判断される場合
- (4) 購入する商品または提供を受ける役務等が、CO加盟店がCOデビット取引を行なうことができないものと定めた商品または役務等に該当する場合には、COデビット取引を行うことはできません。
 - (5) CO加盟店においてCO加盟店の業務を行うために必要な量の現金を確保する必要がある場合など、CO加盟店が規約にもとづいてキャッシュアウト取引を拒絶する場合には、カードをキャッシュアウト取引に利用することはできません。
 - (6) 当行がCOデビット取引を行なうことができないと定めている日または時間帯は、COデビット取引を行なうことはできません。
 - (7) CO加盟店によって、COデビット取引のために手数料を支払う必要がある場合があります。その場合、当該手数料の支払債務も、次条の対価支払債務に含まれます。

3. (COデビット取引契約等)

前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で対価支払い債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約（以下「COデビット取引契約」といいます。）が成立し、かつ当行に対して対価支払債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による対価支払債務の弁済の委託がされたものとみなします。この預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

4. (預金の復元等)

- (1) COデビット取引により預金口座の預金の引き落としがされたときは、COデビット契約が解除（合意解除を含みます。）、取消し等により適法に解消された場合（売買取引またはキャッシュアウト取引の解消と併せてCOデビット取引契約が解消された場合を含みます。）であっても、CO加盟店以外の第三者（CO加盟店の特定承継人および当行を含みます。）に対して引落された預金相当額の金銭の支払いを請求する権利を有しないものとし、また当行に対して引落された預金の復元を請求することもできないものとします。
- (2) 前項にかかわらず、COデビット取引を行なったCO加盟店にカードおよびCO加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、引落された預金の復元をCO加盟店経由で請求し、CO加盟店がこれを受けて端末機から当行に取消しの電文を送信し、当行が当該電文をCOデビット取引契約が成立した当日中に受信した場合に限り、当行は引き落とされた預金の復元をします。CO加盟店経由で引き落とされた預金の復元を請求するにあたっては、自らカードを端末機に読み取らせるかまたはCO加盟店にカードを引き渡したうえCO加盟店として端末機に読み取らせてください。端末機から取消しの電文を送信することができないときは、引落された預金の復元はできません。なお、COデビット取引契約の解消は、1回のCOデビット取引契約の全部を解消することのみ認められ、その一部を解消することはできません（売買取引とキャッシュアウト取引を併せて行った場合、その一方のみにかかるCOデビットと取引契約を解消することもできません）。

- (3) 第1項または前項において引落された預金の復元等ができないときは、売買代金の返金を受ける方法等により、CO加盟店との間で解決してください。
- (4) 第2項にかかわらず、加盟店によっては、売買取引およびCOデビット取引契約のうち当該売買取引にかかる部分のみを解消できる場合があります。この場合、売買代金の返金を受ける方法等により、CO加盟店との間で精算をしてください。
- (5) COデビットと取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したためCOデビット取引契約が成立した場合についても、第1項から前項に準じて取扱うものとします。

5. (不正なキャッシュアウト取引の場合の補償)

偽造カードもしくは変造カードまたは盗難カードを用いてなされた不正なCOデビット取引契約のうちキャッシュアウト取引に係る部分については、当行所定の事項を満たす場合、当行は当該キャッシュアウト取引に係る損害(取引金額、手数料および利息)の額に相当する金額を限度として、当行所定の基準に従って補てんを行なうものとします。

6. (COデビット取引に係る情報の提供)

CO加盟店において、情報の漏えい、情報の不適切な取扱い、預貯金口座からの二重引落としおよび超過引落、不正な取引等の事故等(以下「事故等」といいます。)が発生した場合、COデビット取引に関するサービスを適切に提供するために必要な範囲で、COデビット取引に関する情報を機構および加盟店銀行に提供場合があります。また、苦情・問合せについても、COデビット取引に関するサービスを適切に提供するために必要な範囲で、当該苦情・問合せに関する情報を機構および加盟店銀行に提供場合があります。

7. (読替規定)

- (1) カードをCOデビット取引に利用する場合における「キャッシュカード規定」の適用については、同規定第8条第1項中「預金の預入れ・払戻し・振込・預替えの依頼をする場合」とあるのは「預金の預入れ・払戻し・振込・預替えの依頼およびデビットカード取引をする場合」と、同規定第11条中「窓口でカードにより取扱った場合」とあるのは「デビットカード取引をした場合」と、同規定第12条第2項中「支払機または振込機」とあるのは「端末機」と、「払戻し」とあるのは「引落とし」と、同規定第17条中「預入払出機・支払機・振込機」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。
- (2) カードをCOデビット取引に利用する場合における「法人カード規定」の適用については、同規定第9条第1項中「預金の預入れ・払戻し・振込・預替えの依頼をする場合」とあるのは「預金の預入れ・払戻し・振込・預替えの依頼およびデビットカード取引をする場合」と、同規定第12条中「窓口でカードにより取扱った場合」とあるのは「デビットカード取引をした場合」と、同規定第14条第2項中「支払機または振込機」とあるのは「端末機」と、「払戻し」とあるのは「引落とし」と、同規定第15条中「預入払出機・支払機・振込機」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。

第3章 公金納付

1. (適用範囲)

機構所定の公的加盟機関規約（以下本章において「規約」といいます。）を承認のうえ、規約所定の公的加盟機関として登録され、機構の会員である一又は複数の金融機関（以下本章において「加盟機関銀行」といいます。）と規約所定の公的加盟機関契約を締結した法人（以下「公的加盟機関」といいます。）に対して、規約に定める公的加盟機関に対する公的債務（以下公的債務）といいます。）の支払のために、カードを提示した場合は、規約に定める加盟機関銀行が当該公的債務を支払うものとします。この場合に、加盟機関銀行に対して当該公的債務相当額を支払う債務（以下「補償債務」といいます。）を負担するものとし、当該補償債務を預金口座から預金の引落とし（総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落としを含みます。）によって支払う取引（以下本章において「デビットカード取引」といいます。）については、この章の規定により取扱います。但し、当該公的加盟機関契約の定めに基づき、当行のカードが公的加盟機関で利用できない場合があります。

2. （準用規定等）

- (1) カードをデビットカード取引に利用することについては、第1章の 2.ないし 5. を準用するものとします。この場合において、「加盟店」を「公的加盟機関」と、「売買取引債務」を「補償債務」と読み替えるものとします。
- (2) 前項にかかわらず、第1章第2条第3項第3号は、本章のデビットカード取引には適用されないものとします。
- (3) 前二項にかかわらず、カードを用いて支払おうとする公的債務が、当該公的加盟機関がデビットカード取引による支払いを認めていない公的債務である場合には、デビットカード取引を行うことはできません。

以上